

○農林水産省告示第 号

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（令和〇年農林水産省令第〇号）の施行に伴い、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示

次に掲げる告示の規定中「植物検疫証明書が添付してあるものであること」の下に「。ただし、植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第六条第一項第二号の植物又は検疫指定物品及びこれらの容器包装を輸入する場合であつて、当該機関から電気通信回線を通じて植物防疫所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたときは、当該記録をもって、植物防疫証明書の添付に代えることができる。この場合において、（二）の規定は、当該記録について準用する。」を加える。

一 昭和五十四年農林水産省告示第九百一号（アメリカ合衆国産乾草に混入したむぎわら及びびかもじぐさ

属植物の茎葉に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）三の（一）

二 平成四年農林水産省告示第五百十八号（アメリカ合衆国産さくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）四の（一）

三 平成九年農林水産省告示第三百五十四号（アメリカ合衆国産ゴールデンシヤス種及びレッドデリシヤス種のりんごの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）三の（一）

四 平成十八年農林水産省告示第百十四号（アメリカ合衆国産ばれいしよの生塊茎に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）三の（一）

五 植物防疫法施行規則別表二の付表第二十六のアメリカ合衆国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるくるみの核子に係る農林水産大臣が定める基準（令和二年農林水産省告示第千七百九十一号

）三の（一）

六 植物防疫法施行規則別表二の付表第三十七のアメリカ合衆国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるせいようすもも及びびにほんすももの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（令和三年農林

水産省告示第千四百二十二号）三の（一）

- 七 令和五年農林水産省告示第八百八十号（アメリカ合衆国のフロリダ州から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるアキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すいしょうがき、すもも、ながきんかん、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）六の（一）
- 八 植物防疫法施行規則別表二の付表第二十二のアメリカ合衆国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるネクタリンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（令和五年農林水産省告示第八百八十号）三の（一）
- 九 植物防疫法施行規則別表二の付表第三十九のアルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルステイアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成二十六年農林水産省告示第八百八十九号）三の（一）

- 十 植物防疫法施行規則別表二の付表第三十八のチリから発送されるさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成二十六年農林水産省告示第百九十三号）四の（一）
- 十一 昭和四十七年農林省告示第七百九十八号（ハワイ諸島産ソロ種パイヤ生果実に係る農林大臣が定める基準を定める件）三の（一）
- 十二 平成十二年農林水産省告示第七百十三号（ハワイ諸島産ケイト種及びヘイデン種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）三の（一）
- 十三 平成十九年農林水産省告示第九百二十七号（ハワイ諸島産アンスリウム属植物の生植物の地下部に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）五の（一）

附 則

この告示は、令和八年三月〇日から施行する。